

## 政務活動費活動報告（視察）

(1) 出席者（会派名・個人名）

会派：夢みらい

赤井、安藤、八木、矢吹、小川、夏川。

(2) 実施日：2016年10月19日 13時 ～ 20日 9時。

### 【1. 調査の目的】

(1) 「二元代表制と議会の役割」についての研修。

### 【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

「二元代表制に基づく制度改革」に資するため。

(2) 選定地

静岡県コンベンションアーツセンター（第11回全国市議会議長会研究フォーラム）。

### 【3. 調査結果】

(1) 内容

■第1日目(13時開会)：基調講演と有識者グループパネルディスカッション。

・基調講演（大森彌氏、東京大学名誉教授）。

テーマ：二元代表制と議会の監視機能。

二元代表制は憲法の要請に添ったものであり、首長と議員はそれぞれ住民福祉向上の責務を負っている。但し、現制度は首長優位になっており、両者間に落差がある。そのため議員には党派の壁を越えたオールチームでの対応が求められる。

（監視権フル活用）

・パネルディスカッション（コーディネータ：江藤俊明氏、山梨学院大教授）。

主要テーマ：監視権の活用による議会改革。

<パネリスト>

1 斎藤誠氏：東京大大学院（法学、政治学）教授。

2 土山希美枝氏：龍谷大政策学部教授。

3 谷隆徳氏：日本経済新聞編集委員、論説委員。

4 栗田裕之氏：静岡市議会議長。

<ディスカッション概要> ※◎印：コーディネーター

パネラー	各氏、テーマ	論旨
◎江藤氏	監視権の活用による議会改革とコーディネーターの問題意識。	議会改革の本旨、二元代表制・監視権を住民福祉にどの様に繋げるか課題。
斎藤氏	法的視点から見た監視権の活用。	監視機能活用未だ不十分。過去の法的争点を振り返る(学ぶ)。
土山氏	<政策制度>の議会による<制御>としての監視、監査。	監視権の活用手法が市民にとってよい政策に繋がる事が第一(常に全体像から物を見る)。
谷氏	メディアから見た議会の監視権。	情報化は進んでいるが、監視機能活用や住民参加は道半ば。
栗田氏	監視権活用による議会改革、静岡県市議会の取り組み。	条例案や政策提言等を合わせて取り組むことにより監視権を発揮出来ると考える。

<一般参加者からの質問>

Q1：首長も選挙で選ばれている。対立ばかりでは市民のためにならないのではないか？

Q2：議員の意見統一を尊重し過ぎると、個人意見が押し潰される。これでよいのか？

A：兎に角、議会としての発信力を高めることが大切。その手法は各議会によって異なる筈、議員間での十分なミーティングが必要。

■第2日目(9時開会)：先駆的的地方市議会間「課題討議」。

- ・討議テーマ：監視権を如何に行使すべきか。
- ・コーディネーター：佐々木信夫氏(中央大学経済学部教授)。
- ・事例報告者。

佐賀和樹氏(藤沢市議会前副議長)。

井上直樹氏(和歌山市議会議会運営委員会委員長)。

嶋崎健二氏(日田市議会議長)。

<課題討議内容> ※◎印：コーディネーター

事例報告者	報告課題	取組み内容
◎佐々木氏	「地方議員の逆襲」に期待する。	地方議会こそ「地方主権時代」の政治主体である。
佐賀氏	議員はどうあるべきか ～地方自治体第100条委員会を通じて～。	100条委員会の設置決議を軸に議員間討議活発化。この経験が議会改革推進。
井上氏	付属機関への参画と監視機能。	行政各種協議会参画も監視権行使の一つでは。メリット、デメリット再度検討中。
嶋崎氏	地方創生に関する政策提言 ～日田市議会の取組み～。	執行側、議会、市民の共同連携が未来の形。政策、策定に深く入るべき、但し別に審議会でのチェックある。これも監視権行使の形では。

<一般参加者からの質問>

- 1：政策協議会への参加について。
  - ・監視機能が弱まるのではないか。
  - ・政策の方向が熟知出来てメリット大では。
- 2：監査委員会制度について。
  - 選択制・市民サイドで監査・第三者的専門家活用・現状でよい等、意見多様。
- 3：議員間討議について。
  - ・議員間討議で意見統一は必要。
  - ・ALL議員間討議は理想だが、それも時と場合によるのでは？
  - ・会派で議論し前に出す方法もある。(全議員間での必要なし)。

まとめ：佐々木氏。

地方民主主義こそが日本を変える。議員（議会）はその主体であることをご認識頂きたい。

(2) 考察

今回の研修テーマ「二元代表制と議会の監視機能」は多くの地方自治体が直面する課題であるだけに大いに参考になったと考える。但し、議会の監視権強化と云う点では、意義のない所ではあるが、それに基づく政策と云う点では有識者、地方議会共々いまだ検索途上にあると推察する。もちろん我々本市議員（議会）もこの枠内（後列）に位置するものとする。何れにしてももう少し研鑽を積み重ね、本市に合った形を見定めるべきであると考えます。